

日常生活 自立支援事業 の ご案内

福祉関係者の
みなさまへ



できること・できないこと



できること

- 福祉サービスの利用についての相談
- 福祉サービスを利用している方、必要な方の金銭管理
- 福祉サービスを安定・継続して利用するための書類の確認や手続きについての助言



できないこと

- 今後も、福祉サービスが必要ない方の金銭管理
- 判断能力は問題なく、単なる浪費癖の方の金銭管理
- 利用意思がない方の利用
- 判断能力がない、
または、判断能力の低下が全くみられない方の利用
- 生活保護受給や退院、施設入所等の条件としての利用
- 債務整理や家計相談
- 緊急連絡先や身元保証人
- 定期預金の代理解約
- 死後事務

よくある質問Q&A

Q1 日常的金銭管理の支援だけをお願いできますか。

A 日常的金銭管理の支援だけを行うことはできません。基本サービスである福祉サービス利用援助の利用が必要です。基本サービスの利用と併せて付随サービスである日常的金銭管理サービスや書類等の預かりサービスの利用が可能です。

Q2 収入にみあわない出費を止めてほしい。

A 本事業の日常的金銭管理サービスの利用によって、浪費が止まると周囲の方が期待することがあります。しかし、本事業は支出に関して指導するものではありません。
ご本人の意思や思いを尊重し、相談・助言等を行う中で、ご本人自身がお金のやりくりができるよう、自立を支援する事業です。

Q3 福祉サービスを利用しない場合はこの事業の利用はできませんか？

A 福祉サービスの利用がないと本事業を利用できないわけではありません。
A 福祉サービスの利用がなかったとしても、今後福祉サービスの利用が必要である方であれば本事業の利用が可能です。

Q4 すぐに支援を開始できませんか？

A 初回相談後、契約までに概ね2~3ヶ月の期間がかかります。
A 本事業は判断能力の低下がある方が対象なため、契約能力や利用意思の確認を丁寧に行う必要があります。そのため、開始までに一定期間要することにつきまして、ご理解とご協力をお願いします。

Q5 成年後見制度が開始するまでの本事業の利用はできますか？

A 後見制度の審査が確定するまでの間、本事業の利用（いわゆる“つなぎ”としての利用）を求められることがあります。しかし、相談受付からサービス開始までに時間を要するため、場合によっては、後見開始と本事業契約開始が同時になることがあります。そのため、状況によっては、本事業の利用をお断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。

Q6 日常的金銭管理サービスの利用では、必ず通帳を預けなければいけませんか？

A 必ず預ける必要はありません。ご本人がご自身での保管を希望されている場合は、本事業ではお預かりしません。これは、日常的金銭管理サービスだけではなく書類等預かりサービスでも同様です。

Q7 日常的金銭管理サービスを利用していた方が亡くなった場合、未払いの医療費や福祉サービスの利用料などの支払いはしてくれますか？

A 利用者が死亡した場合、本事業の契約も終了になります。未払いの医療費や福祉サービスの利用料等は、相続人にお支払いいただくことになります。

Q8 ご本人の体調が悪い時など、様子を見に行ってもらえますか？

A 本事業は、判断能力が不十分な方に対して自立した地域生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う事業であり、契約時に作成した支援計画に基づいて支援を行っております。ご本人の見守り等、様々な支援については、各関係機関で連携しながら、それぞれの役割を明確にして行っていただくことが必要です。